

届出受理証明カード

パートナーのどちらにも配偶者がいない

パートナーのどちらも18歳以上である

市に住民登録があるまたは3カ月以内に市外から転入予定(パートナーのいずれか一方でも可)

全てに該当する方が対象です

届け出をする方以外にパートナーシップ関係がない

ファミリーシップの届け出をする場合、パートナーの二人またはいずれか一方に子どもや親がいる(養子・養親でも可)

パートナーの二人が近親者や養子・養親でない(同性同士でパートナーシップに基づく養子縁組をしている場合を除く)

発行方法

① 必要書類の用意

申し込み前に必要書類(右記参照)をご用意ください。

② 届け出日時の申し込み

希望日の6開庁日前までに、ちば電子申請サービス(市ホームページ参照)または男女共同参画室(☎04-7185-1752)に電話でお申し込みください。

※調整後、届け出日時・場所を連絡します。

※希望により、個室で届け出ができます。



▲市HP

③ 届出書の提出

届け出日時に、指定の場所へ必要書類をお持ちください。

※必ず二人でお越しください。

④ カードの受け取り

届出書提出の約1週間後に証明カードを郵送または指定の場所でお受け取りください。

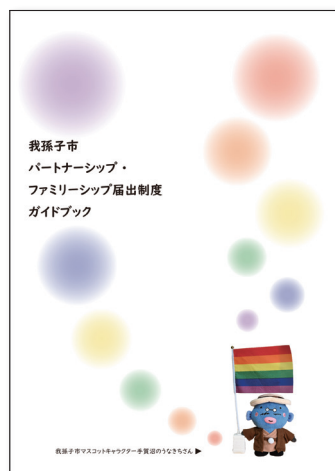
必要書類

- 届出書(市民協働推進課<市役所本庁舎地階>で配布。市ホームページからダウンロード可)
- 住民票の写し
※届け出日前3カ月以内に発行したもの
※届出書に記載する全員分
- 未婚であることを証する書類(全部事項証明書<戸籍謄本>、個人事項証明書<戸籍抄本>など)
※届け出日前3カ月以内に発行したもの
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ファミリーシップの届け出をする場合、届け出をする本人の子どもや親であることを証する書類(全部事項証明書<戸籍謄本>など)
- 戸籍と異なる氏名(通称名)を使用する場合、日常生活で使用していることを確認できる書類(郵便物、名刺、社員証など)

届出制度ガイドブック

手続きの進め方などを掲載しています。

配布場所 市民協働推進課(市役所本庁舎地階)、各行政サービスセンター、アビスタなど(市ホームページからダウンロード可)



千葉県LGBTQ相談(無料)

性的指向・性自認などに関する不安や悩みを電話・Eメールで相談できます。秘密は厳守しますので、一人で悩まず気軽にご相談ください。
※匿名での相談も可能です。

◎電話相談

☎ 毎月第2(出)13時~16時、第4(火)19時~22時(1人30分)

電話番号 ☎0120-311-556

◎Eメール相談

Eメールアドレス ✉soudan@chibalgbtq.jp

※電話相談実施日に回答します。

☎ 千葉県多様性社会推進課☎043-223-2367



▲県HP